

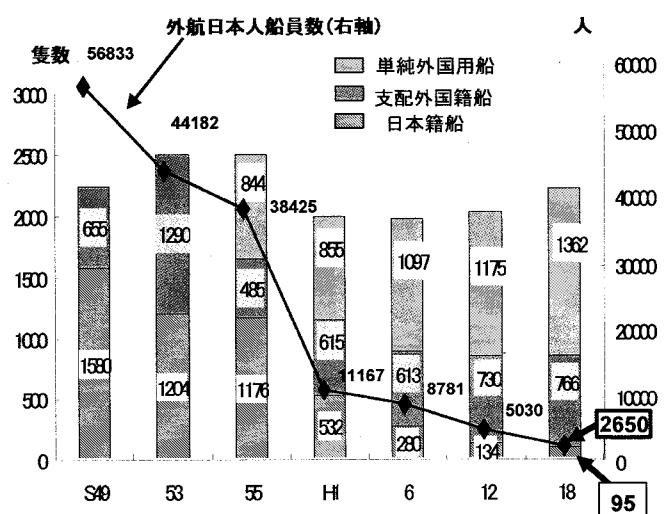
II 世界の成長と活力を我が国に取り込む人流・物流基盤づくり

(1) 外航海運におけるみなし利益課税（トン数標準税制）の創設（法人税、法人住民税、事業税）

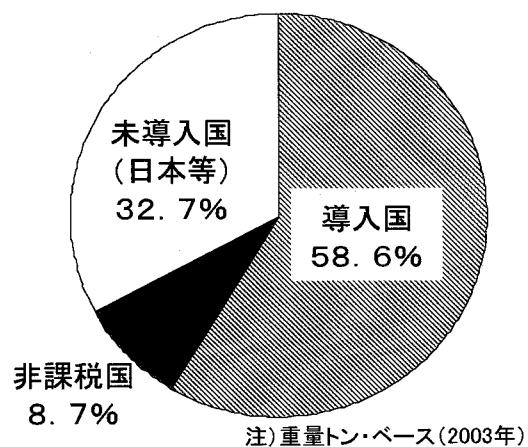
我が国経済、国民生活を支えるライフラインである外航海運については、激しい国際競争の中にあるが、欧米、韓国等において、みなし利益課税のトン数標準税制が導入された結果、本邦外航海運事業者は競争条件が不均衡な状態におかれている。また、安定的な海上輸送の核となるべき日本籍船・日本人船員は、コスト競争力の喪失から極端に減少しており、憂慮すべき状態となっている。

このような事態に対し、本邦外航海運事業者と外国の外航海運事業者との間の国際的な競争条件の均衡化を図ることに加え、日本籍船・日本人船員の計画的増加を図るため、外航海運市場において世界標準とも言うべきトン数標準税制を導入する。

日本籍船・外航日本人船員の減少



諸外国の導入状況
(今や世界標準)



(2) 国際船舶に係る特例措置の延長（登録免許税）

我が国商船隊の中核を担い、そのフラッグシップとしての先導的な役割を果たし、質の高いサービスを確実に提供している日本籍船のうち、国際海上輸送の確保上、特に重要な船舶である国際船舶の安定的な確保を図るため、国際船舶に係る特例措置の適用期限を延長する。

○登録免許税：2.5／1000（所有権保存登記、抵当権設定登記）

(3) PFI事業として整備される荷さばき施設等に係る特例措置の延長及び拡充（不動産取得税、固定資産税、都市計画税）

PFI事業者による効率的なコンテナターミナルの整備・運営を推進するため、平成11年度より講じられてきた公共荷さばき施設等に係る特例措置を延長するとともに、港湾管理者の認定を受けた民間事業者が整備する公共荷さばき施設等に対象を拡充する。

○ 特例措置の対象【延長】

PFI法に基づき、埠頭の一体貸付を受けた運営者が、港湾法第55条の7第1項に規定する国の無利子貸付を受け、コンテナターミナルにおいて整備する公共荷さばき施設等

○ 特例措置の対象【拡充】

・埠頭の一体的な貸付を受けた運営者*が、港湾法第55条の7第1項に規定する国の無利子貸付を受けコンテナターミナルにおいて整備する公共荷さばき施設等

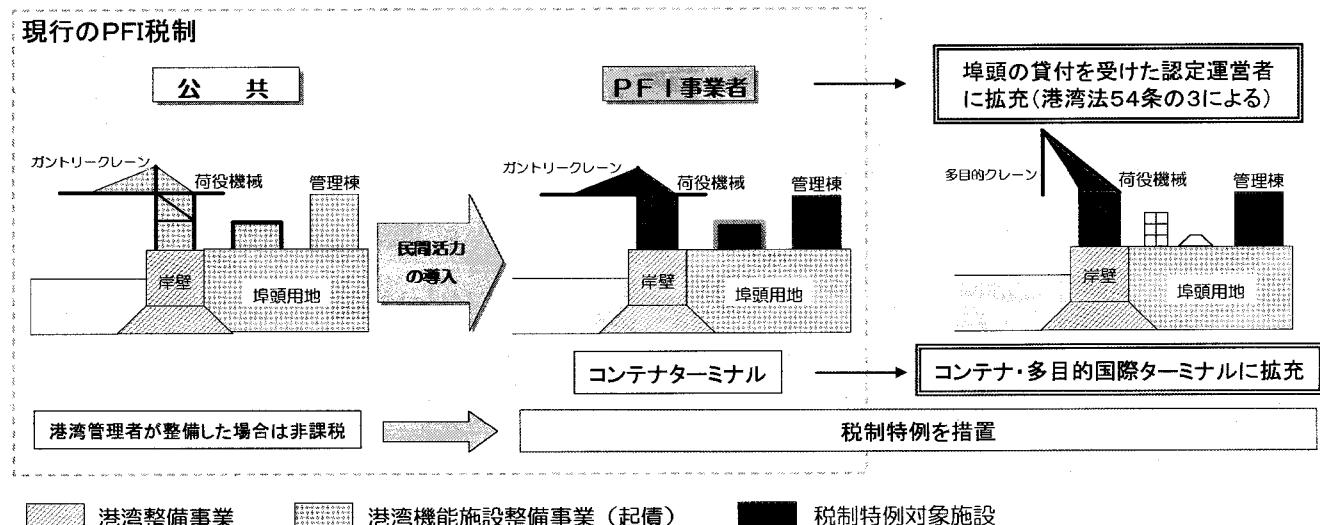
・埠頭の一体的な貸付を受けた運営者*が、国の補助を受け多目的国際ターミナルにおいて整備する公共荷さばき施設等（港湾物流拠点地域（仮称）内のものに限る）

*港湾法第54条の3に基づく特定埠頭の一体的な貸付について港湾管理者の認定を受けた民間事業者

○ 特例措置の内容

不動産取得税 : (対象) 家屋 (課税標準) 1／2

固定資産税・都市計画税 : (対象) 家屋、償却資産 (課税標準) 1／2



(4) 外貿埠頭公社からコンテナ埠頭を承継する指定会社等が取得する固定資産に係る特例措置の拡充（固定資産税、都市計画税）

物流コストの軽減を図り、我が国産業経済の国際競争力を確保するため、外貿埠頭公社が指定会社等に移行した後に、国の無利子貸付制度の適用を受けて整備を行った施設について、特例措置を拡充する。

○ 固定資産税・都市計画税

（現行制度）

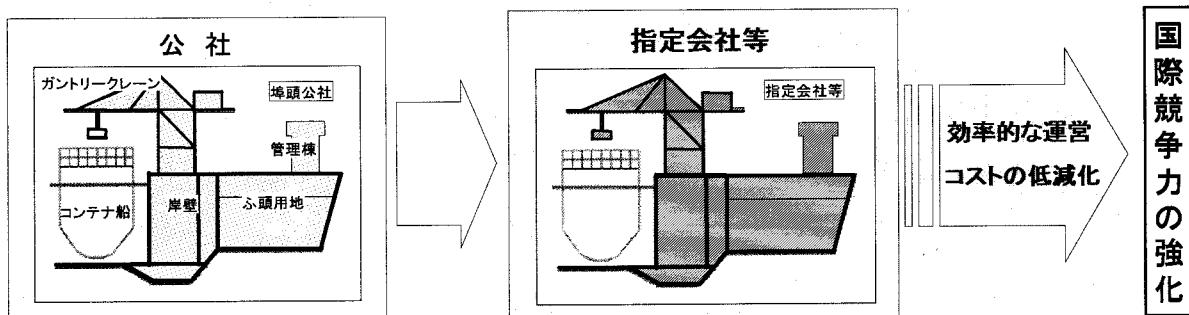
◇ 公社から指定会社等へ承継したコンテナ埠頭に係る措置

- ・旧公団から公社が承継したコンテナ埠頭：課税標準3／5（承継後10年間）
- ・公社が解散までに取得したコンテナ埠頭（上記除く。）
：課税標準1／2（承継後10年間）

（拡充）

◇ 指定会社等が国の無利子貸付制度の適用を受けて整備を行った施設

：課税標準1／2（承継後10年間）



(5) 外貿埠頭公社が所有又は取得するコンテナ埠頭に係る特例措置の延長（固定資産税、都市計画税）

物流コストの軽減を図り、我が国産業経済の国際競争力を確保するため、外貿埠頭公社が所有又は取得するコンテナ埠頭に係る特例措置の適用期限を延長する。

○ 固定資産税・都市計画税（延長）

- ・旧公団から承継した一定規模以上のコンテナ埠頭
：課税標準3／5
- ・平成10年3月31日までに取得した一定規模以上のコンテナ埠頭
：課税標準1／2
- ・平成10年4月1日から平成18年3月31日までに取得した大規模コンテナ埠頭
：課税標準1／5（当初10年間）、1／2（その後）
- ・平成18年4月1日から平成22年3月31日までに取得する大規模コンテナ埠頭
：課税標準1／2

(6) 中小企業投資促進税制の延長（所得税、法人税）

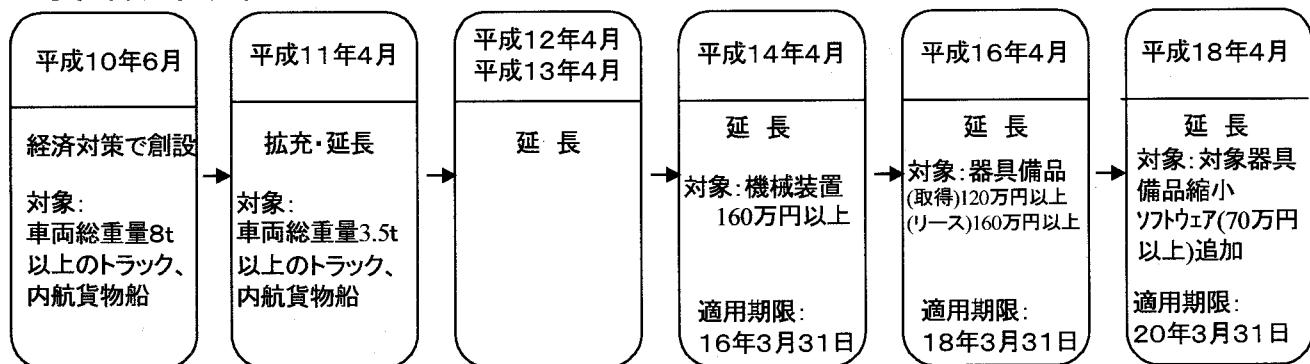
中小企業者の設備投資を促進するため、中小企業者が機械等を取得した場合の所得税、法人税に係る特例措置の適用期限を延長する。

○内 容

法人税・所得税：特別償却30%又は税額控除7%

[対象設備：トラック、内航貨物船、機械装置、器具備品、ソフトウェア]

●経緯及び効果



中小企業の景気回復に向け再延長が必要

- ・ トラック事業等の経営は、依然として厳しい状況。
- ・ 環境規制への対応により、対象地域内では車両代替の増加が見受けられ、全国的にも平成16年をピークに、近年、代替が促進されている傾向にある。

(貨物車両の平均使用年数 平成14年:10.92→16年:11.84→18年:11.47)

延長

→
・ トラック等の購入促進

- ・ 幅広い関連業界への経済波及効果を通じて中小企業の景気回復に大きく寄与
- ・ トラックの代替促進により、環境負荷の軽減に大きく貢献
<最新のトラックは旧型車と比べて、PM94%削減、NOx66%削減>
- ・ 老朽船の代替建造を通じて内航貨物輸送の効率化等に大きく寄与

(7) 軽油引取税に係る運輸事業振興助成交付金制度の延長

トラック事業・バス事業等において、安全・環境対策の強化、軽油高騰問題等の諸課題に対応するため、運輸事業振興助成交付金制度を延長する。

運輸事業振興助成交付金制度

昭和51年度税制改正により、軽油引取税の税率が引上げられた際、営業用トラック・バスの輸送力の確保、輸送コストの抑制等に資するため、引上げ分の2分の1相当額を都道府県から都道府県トラック協会・バス協会等に交付する制度として創設。

トラック事業・バス事業における課題

環境対策の強化

(地球温暖化、NO_x・PM法)
約44万台のトラック車両の
代替が必要

軽油高騰問題

業界(トラック)全体で
約5千億円の負担増
(1円/L上昇した際の負担は約160億円)

安全対策の強化

事故件数高止まり

交付金の活用

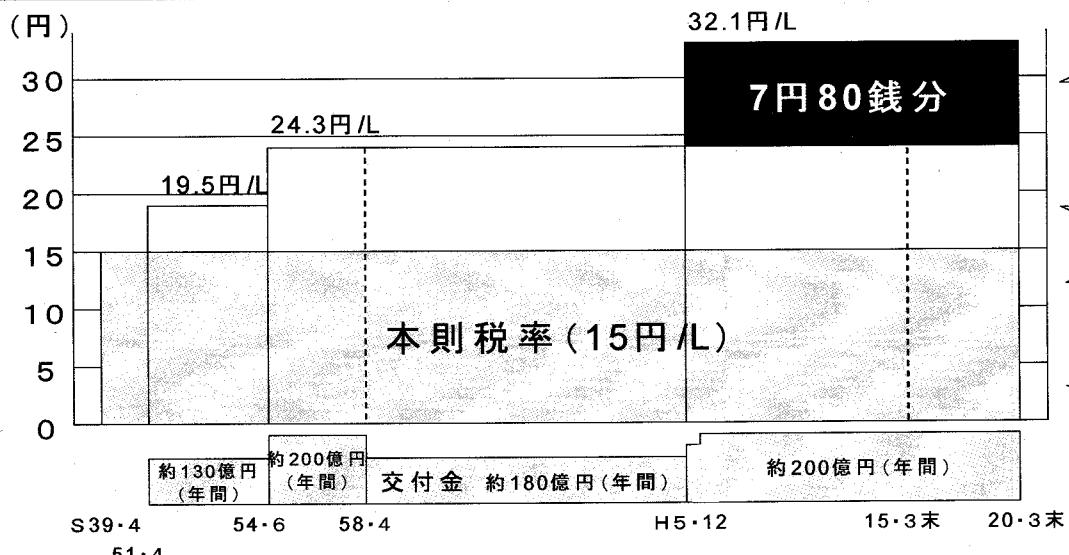
- ・低公害車導入助成
- ・NO_x・PM代替融資(利子補給)
- ・エコドライブ運動の推進 等

- ・バス活性化事業
(人と環境にやさしいバスの普及策)
- ・バス停上屋等の整備 等

- ・衝突被害軽減ブレーキの導入
- ・緊急物資輸送体制の整備
- ・適正化指導員研修
- ・事業者巡回指導
- ・安全性評価事業
- ・運転者への交通安全教育研修
- ・トラックステーションの整備 等

交付金制度の延長は、
トラック事業・バス事業等に課せられる公共的使命を果たし、
社会的責任を遂行していくために必要不可欠。

軽油引取税率と運輸事業振興助成交付金



(8) 成田空港会社に係る固定資産税等の特例措置の延長（固定資産税）

地域振興の核、周辺地域の雇用の場として空港周辺の地域活力の向上、平行滑走路の北伸2,500m化事業・成田高速鉄道アクセス線の整備の着実な実施を図るため、成田国際空港株式会社が所有する業務用固定資産（滑走路、駐機場等）に係る課税標準の特例措置を延長する。

○固定資産税、都市計画税：課税標準1／2

(9) 成田空港会社の完全民営化に向けた税制上の所要の措置

成田国際空港株式会社の完全民営化に向けて、成田国際空港に関する既存の税制について所要の措置を講ずる。

(10) 関西国際空港整備に係る登記についての非課税措置の延長（登録免許税）

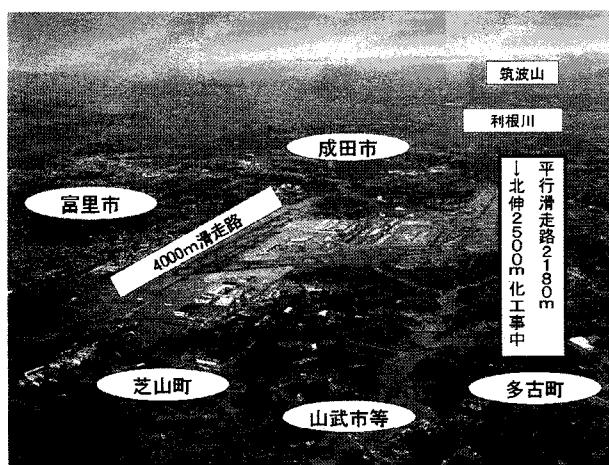
関西国際空港の整備を円滑に行い、我が国の国際競争力の確保を図るため、関西国際空港株式会社（以下「関空会社」。）及び関西国際空港用地造成株式会社（以下「用地造成会社」。）が行う以下の登記についての非課税措置の適用期限を延長する。

【資本の増加に係る商業登記】

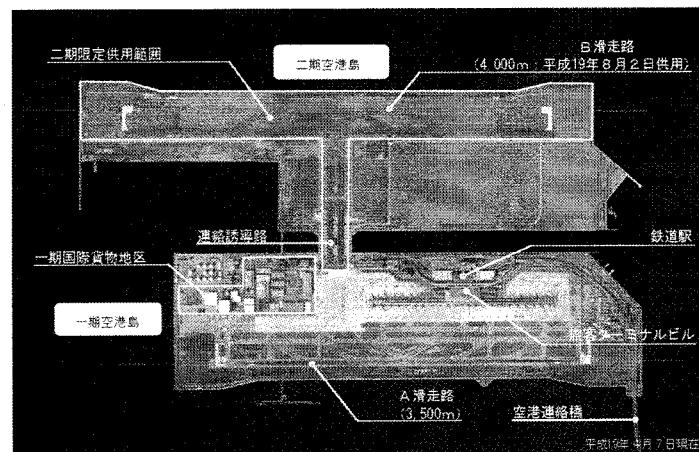
- ・関空会社が行う資本の増加（政府出資分のみ）に係る登記

【2期事業の用に供する土地に係る不動産登記】

- ・関空会社が行う基本施設（誘導路・エプロン等）の用に供する土地についての所有権の移転又は地上権若しくは賃借権の設定に係る登記
- ・用地造成会社が行う基本施設（誘導路・エプロン等）の用に供する土地についての所有権の保存登記



成田国際空港



関西国際空港

(11) JR貨物が鉄道貨物輸送の効率化のために取得した機関車・コンテナ貨車に係る特例措置の延長（固定資産税）

鉄道貨物輸送の効率化を図るため、JR貨物が取得する大量牽引・高速走行が可能な機関車及び大量積載・高速走行が可能なコンテナ貨車に係る特例措置の適用期限を延長する。

○固定資産税：課税標準 5年間1／2

(12) JR貨物が鉄道貨物輸送の効率化のために第三セクターから借り受ける鉄道施設に係る特例措置の延長（固定資産税）

鉄道貨物輸送の効率化を図るため、第三セクターが整備し、JR貨物が借り受ける鉄道施設に係る特例措置の適用期限を延長する。

○固定資産税：課税標準 当初5年間1／3 その後5年間2／3

(13) 外航用コンテナに係る特例措置の延長（固定資産税）

コストと収入が国際的市場で決まる中で、欧米やアジアの船社とコンテナ輸送の分野で熾烈な国際競争を展開している我が国外航海運事業者による、高質かつ効率的、安定的なコンテナ輸送サービスの提供の確保を図るため、外航用コンテナに係る特例措置の適用期限を延長する。

○固定資産税：課税標準4／5